

マンション管理士 による分譲マンションの 第三者(外部管理者)管理

こんなことに悩んだら、
私たちにおまかせください

管理組合の役員のなり手がいない

お任せください

マンション管理士はマンションの専門家として国から認定された国家資格保持者です。その専門家がマンションの区分所有者に代わって管理組合の役員に就任します。

管理会社から管理費の値上げを要求されている

お任せください

マンションの専門家であるマンション管理士が、マンションの財政状況に応じた管理方法を提案し、実行します。

マンションの経年化が進んでいる

お任せください

マンションの経年化が進むと、施設管理に様々な影響が出てきます。マンション管理のプロが、そのマンションの諸問題を解決する方法を提案し実行します。



私たちは(一社)神奈川マンション管理士会に所属するマンション管理士の団体です。

マンション管理士は分譲マンションの管理の主体である管理組合を、専門的立場からサポートするために創設された国家資格です。

私たちは、マンション管理の現場で、その知識・経験をより生かせるよう2023年11月に「管理組合を共同運営する会」を立ち上げました。

神奈川県内のマンションで上記のような問題を抱えているマンション管理組合は遠慮なくご相談ください。相談は無料です。

管理組合を共同運営する会 会長 島本栄介

管理組合を共同
運営する会

横浜市港南区港南台2-2-6-807
MSAマンション管理士事務所内

担当 渡邊
email: msahajime@gmail.com

管理組合を共同運営をする会 の目指すもの

継続性の担保

私たちは正・副二名のマンション管理士で管理組合から委託された業務を行います。万一担当するマンション管理士に事故があった場合、即時に代行します。

また、担当マンション管理士の補充の必要があった場合は、当会が責任をもって推薦します。

損害の担保

私たちは全員マンション管理士賠償責任保険に加入しています。私たちの業務遂行中に管理組合に損害を加えた場合はその保険で賠償されます。

健全性の担保

私たちは正・副二名の独立したマンション管理士が相互に監査しながら管理組合から委託された業務を行います。

また、当会内の業務監査担当のマンション管理士が当会に委託された業務を定期的に監査し、管理組合に報告します。